

北海道告示第11187号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和3年9月15日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その10)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
プレミアム付商品券発行支援事業費補助事業 市町村及び商工団体等が一定の割り増し（以下「プレミアム」という。）を付け、商店等において共通して利用できる商品券（以下「プレミアム付商品券」という。）を発行する際に、道がプレミアム分の一部を補助することにより、地域での発行額を増大させ、地域経済の活性化に向けた域内外の消費循環を図る取組を市町村と連携して推進することを目的とする。	市町村	補助対象事業は市町村又は商工団体等が発行する商品券等にプレミアムを上乗せする事業とし、補助対象経費は次に掲げるものとする。 (1) 市町村が実施する補助対象事業に要するプレミアム分の経費。 (2) 市町村が補助対象事業を行う商工団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該補助に要するプレミアム分の経費。	10分の10以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部地域経済局 中小企業課		書類は、総合振興局又は振興局の産業振興部商工労働観光課を経由すること。